

○障害者関係団体補助金交付要綱

平成10年4月1日

(総則)

第1条 障害者(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害も含む。))その他の心身の機能の障害がある者。以下同じ。)関係団体(以下「団体」という。)の運営及び育成に対する補助金の交付について関係団体(以下「団体」という。)の運営及び育成に対する補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 障害者団体連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)
- (2) 障害者地域作業所連絡会(以下「地域作業所連絡会」という。)
- (3) 障害者の地域活動を推進する更生援護事業を行う構成員が30人以上であって、5年以上活動している団体であること。(連絡協議会に加入しているものに限る。)
- (4) 障害者の地域活動を支援する団体については、本市が行う更生援護事業に協力し、構成員が50人以上であって、5年以上活動しているものであること。

(補助金)

第3条 市長は、予算の範囲内において、前条に規定する団体に対し、次の表に掲げるとおり補助金を交付することができる。

団体の区分	金額
連絡協議会	8万円
地域作業所連絡会	8万円
前条第3号に規定する団体で構成員が30人以上50人未満のもの	11万円
前条第3号に規定する団体で構成員が50人以上100人未満のもの	12万円
前条第3号に規定する団体で構成員が100人以上のもの	13万円
前条第4号に規定する団体で構成員が50人以上100人未満のもの	8万円
前条第4号に規定する団体で構成員が100人以上のもの	11万円

2 補助金額が当該団体の前年度の事業費の2分の1を超える場合は、当該事業費の2分の1を限度として補助金を交付する。ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(補助の制限)

第4条 在宅障害者地域訓練会事業補助金交付要綱(昭和56年4月1日制定)の規定による補助

を受けた団体又はこの要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付(本市によるものに限る。)を受けた団体については、この要綱による補助金は交付しない。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。